小規模企業のための新会社法活用

第6回 今までの有限会社はどうなる

もう、すでに会社法が施行（昨年5月1日）されて9ヶ月が経過。そのため、今更有限会社はどうなるといっている時期ではありませんが、ここで改めて会社法施行後の有限会社の取り扱いについて再確認をしたいと思います。

1 有限会社の廃止

会社法案の内容が取りざたされ始めたころ、「有限会社の廃止」には驚かれた方も多いと思います。会社法施行と併せて有限会社法が廃止されたため、新会社法がスタートした現在ではもう新たに有限会社をつくることは不可能となりました。

そのため、会社法施行（平成18年5月1日）前に存在している既存有限会社は、会社法施行後は会社法に規定する「株式会社に移行する」か、「有限会社として残る（特例有限会社）」かのいずれかを選択することになっています。

この有限会社として存続する場合は、法的には会社法の規定による株式会社として存続しているものとされ、その株式会社はその商号中に「有限会社」という文字を用いていることになります。

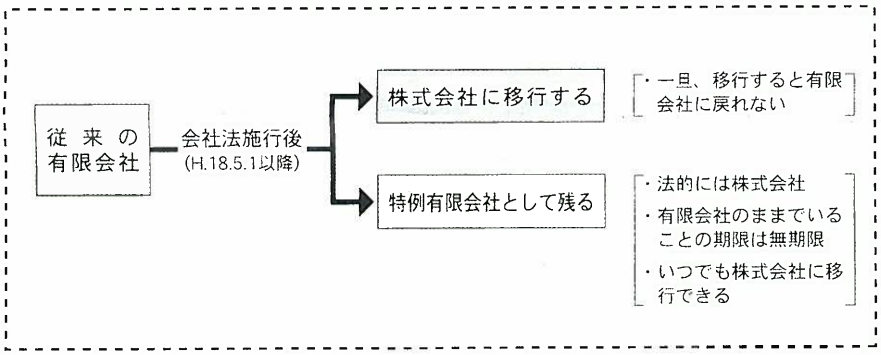

2 株式会社に移行するか有限会社のままいるかどちらを選ぶ？

従来、有限会社として運営してきた会社は、昨年の5月1日以降株式会社に移行するか従来通り有限会社で運営するかの経営判断を迫られたわけです。その判断基準は両者の自社に対するメリット・デメリット（今後の自社をどのように発展させていきたいのかという会社の将来ビジョンに照らし合わせてですが）を十分把握した上で行う必要があります。その両者の主な相違点は次の通りです。相違点が自社にとってのメリットになるのかデメリットになるのかの判断が必要です。

	特例有限会社	株式会社（譲渡制限会社）
1. 取締役の任期	無期限	2年～10年
2. 監査役の設置	任意	一定の場合必要
3. 監査役の任期	無期限	4年～10年
4. 決算報告	不要	必要
5. みなし解散	なし	あり
6. 株式公開	公開を目標とする会社には向かない	公開をめざせる
7. 会計参与の設置	できない	できる

特例有限会社の魅力は、なんと言っても①役員の任期が無期限のまま、②決算公告が不要という2点です。そのため、当事務所では、会社法施行前の昨年4月には法人成りや新規開業者5社（人）に対して、あえて有限会社の設立手続きをさせていただいたところです。

なお、判断に迷われたりした場合には、「しばらくは有限会社のままでいて、その後、いつでも株式会社での運営が好ましいと判断できたらその時に株式会社へ移行したらどうですか」とアドバイスさせていただいています。なぜなら、一度株式会社に移行してしまうと有限会社にはもう戻せないためです。また、移行する期限も設けられていないためです。考えてみると、今後有限会社は減ることはあっても増えることはないわけ（今後は設立できないわけですから）ですから、いってみれば今後有限会社は時がたてばたつほど希少価値大ということになります。また、株式会社は、現在1円でも作れてしまうので、信用調査しなければ新規取引をしない会社が増えることが予想されますが、有限会社であるということは、すくなくとも平成18年5月1日現在には設立済みの歴史ある会社を言うことが一目瞭然です。

3 税務署への届出関係

なお、特例有限会社は、税務上従来の有限会社が継続しているとみなされますので、特別な手続きは必要ありません。また、株式会社に商号変更する場合には、登記手続き上の組織変更前の法人の解散登記、組織変更後の法人の設立登記が必要ですが、税務上はその解散または設立はなかったものとして取り扱われます。しかし、この場合でも、税務署、都道府県税事務所および市区町村に「異動届出書」の提出は行う必要があります。

次回の第7回は、最終回で「新しく会社を作るためのチェックポイント」です。

著者プロフィール

ヤマグチ　ノボル
山口　昇

生年月日　昭和32年7月4日（蟹座）
出　身　新潟県加茂市
資　格　税理士
事務所／住所
〒959-1383
新潟県加茂市旭町15番30号
事務所名
山口昇税理士事務所
TEL 0256-52-6869
FAX 0256-52-1674
HPリニューアルしました。
URL
http://www.yamanobo-zeirishi.jp/
（毎日更新中）